（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

331. グローバル・リリーフ・ファウンデーション（ＧＲＦ）
GLOBAL RELIEF FOUNDATION (GRF)
旧称：不明
所在地：(a)9935 South 76th Avenue, Unit 1, Bridgeview, Illinois, 60455, United States of America (b)P.O. Box 1406, Bridgeview, Illinois, 60455, United States of America
国連制裁委員会による指定日：2002年10月22日（2004年11月26日、2005年12月20日、2006年７月25日、2009年３月24日、2010年３月11日、３月25日、2011年４月28日、2012年２月21日及び2014年２月14日に改訂）
その他の情報：(a)その他の所在地：Afghanistan, Bangladesh, Eritrea, Ethiopia, India, Iraq, West Bank and Gaza, Somalia, Syria (b)Federal Employer Identification Number（米国）：36―3804626(c)安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

348. 削除
378. 削除
421. 削除
428. 削除
617. 削除

二．次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

642. マリク・ムハンマド・イスハク（別名：マリク・イスハク）
MALIK MUHAMMAD ISHAQ (a.k.a. : Malik Ishaq)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1959年頃
出生地：Rahim Yar Khan, Punjab Province, Pakistan
国籍：パキスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：パキスタン
国連制裁委員会による指定日：2014年３月14日
その他の情報：ラシュカレ・ジャングヴィ（ＬＪ）(340. に指定した団体）の創立者の一人であり、現在の指導者。身体的情報；がっしりとした体格、目の色及び髪の色は黒。肌の色は茶。濃い黒い髭がある。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。

【タリバーンと関係を有する個人】

643. カリ・サイフッラー・トヒ（別名：(a)カリ・サイフッラー(b)カリ・サイフッラー・アル・トヒ(c)サイフッラー・トヒ(d)カリ・サハブ）
QARI SAIFULLAH TOKHI (a.k.a. : (a)Qari Saifullah (b)Qari Saifullah Al Tokhi (c)Saifullah Tokhi (d)Qari Sahab)
称号：Qari（カリ）
役職：不明
生年月日：1964年頃
出生地：Daraz Jaldak, Qalat District, Zabul Province, Afghanistan
国籍：アフガニスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：アフガニスタン・パキスタンの国境地域
国連制裁委員会による指定日：2014年３月19日
その他の情報：アフガニスタンのザブール州（Zabul Province）のタリバーンの影の副知事及び作戦上の司令官であり，簡易爆発装置の敷設及び自爆攻撃の準備の責任者。身体的情報；身長：180センチメートル、体重：約90キログラム、体格：がっしりとした体格、目の色：茶、髪の色：赤、肌の色：茶。識別される身体的特徴；大きな丸い顔、口ひげとあごひげがある、左足下部のプラスチックの義足のために足を引きずって歩く。民族的背景：パシュトゥン人、Tokhi（Torchi）部族及びBarkozai亜族に属する。既婚。父親の名前はアガ・モハンマド。兄弟の名前はフムドゥッラー。

○厚生労働省告示第二百二十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第五百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十五年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十六年五月十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

表の上欄中「（目）　児童保護費等負担金」を「（目）　児童保護費負担金」に、「（目）　婦人相談所運営費負担金」を「（目）　児童保護費負担金　婦人相談所運営費負担金」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十五年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十六年五月十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

表の上欄中「

（目）　児童保護費等負担金（市町村（特別区を含む。）に係るもの）	児童保護費負担金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るもの）
（項）　児童虐待等防止対策費	
（目）　児童保護費等負担金（市町村（特別区を含む。）に係るもの）	児童保護費負担金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るもの）

」を